

若者の消費者トラブルに注意！

成年に達したばかりの若者は、契約に関する知識や経験が少ないため、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあり、市内でも18歳・19歳の成年による消費者トラブルが発生しています。

あなたの家族や近くに新たに成年になる人がいたら、消費者トラブルに遭わないよう、注意の声掛けをお願いします。



市消費生活センターには、こんな相談が寄せられています

相談事例 1

定期購入の化粧品を購入する際、「1回のみの購入も可能」と書かれていたので、1度試してみようと思い注文した。初回受け取りの後、自分の肌には合わなかったので解約手続きをしたが、2回目が届いたため販売業者の手違いと思い返送したが、受け取り拒否をされて困っている。



相談事例 2

スマートフォンで「簡単に稼げる副業」と書かれた広告を見つけ、詳しい情報を知りたいと思い掲載先に自分の情報を登録した。その後、登録先から電話でFX取引に関するノウハウやマニュアルなどの高額な商品を勧誘されたので、分割払いで契約し、同時に1回目の支払いを済ませた。しかし、2回目以降の代金が支払えないと判断しクーリング・オフをしたが、支払い済みの代金が返金されず困っている。



消費者トラブル防止のためのポイント

広告や勧誘の文言をうのみにしない

「お試し価格」や「すぐに利益が出る」など、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言が広告や勧誘に用いられていることがあります。こうした文言をうのみにしないようにしましょう。



契約は慎重に検討する

商品購入をはじめ、各種サービスなどの契約をする際は、契約に関するさまざまなルールを理解した上で、その契約が本当に必要かどうかを判断することが大切です。判断に迷いがあるときは、信頼できる家族や身近な人などに相談しましょう。



クーリング・オフや契約の取り消しができる場合がある

契約の申し込みや締結をした後でも、一定期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる「クーリング・オフ制度」があります。また、「うそを言われた」、「不利益な事実を告げられなかった」など、不当な勧誘により結ばされた契約は、後から取り消すことができる場合があります。

契約に関するトラブルに遭ったら、1人で悩まず、まずはご相談ください

消費生活センターでは、専門の相談員が消費者の自力解決を前提としたアドバイスや情報提供(専門の相談窓口の紹介)など、解決のためのお手伝いをしています。※なお、「親が代わりに解約できるか」といった親からの相談も寄せられますが、解約するには、契約当事者本人からの申し出が必要です。

- ▶相談時間…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ▶問 合 せ…消費生活センター
(市役所木田第一庁舎1階、☎025-525-1905)

